

令和元年度
さがソーシャルビジネス起業支援金
【第1回 募集要領】

＜募集期間＞

令和元年10月15日（火）～11月8日（金）《当日必着》

【問い合わせ先】

「さがソーシャルビジネス起業支援金」事務局

特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター

住所：〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人 2-5-12 TOJIN 茶屋 1F

TEL : 090-8399-0713

受付：9:30～12:00、13:00～17:30（土・日・祝を除く）

E-mail : sasc-ful@support-cen.net URL : <https://sagasp-cen.com/>

～起業支援金制度全般についてはこちらへ～

佐賀県地域交流部さが創生推進課

住所：〒840-8507 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1-59

TEL : 0952-25-7505 E-mail : sagasousei@pref.saga.lg.jp

1 事業の目的

本事業は、地域の課題解決を目的として新たに起業する者（以下「起業家」という。）に、起業に必要な経費の一部としてさがソーシャルビジネス起業支援金（以下「起業支援金」という。）を交付するとともに、事業の立ち上げに関する伴走支援等を行うことにより、社会的事業分野における起業の促進による地方創生を実現することを目的とする。

2 起業支援金の概要

（１）補助対象期間

交付決定日から令和２年１月３１日（金）まで。

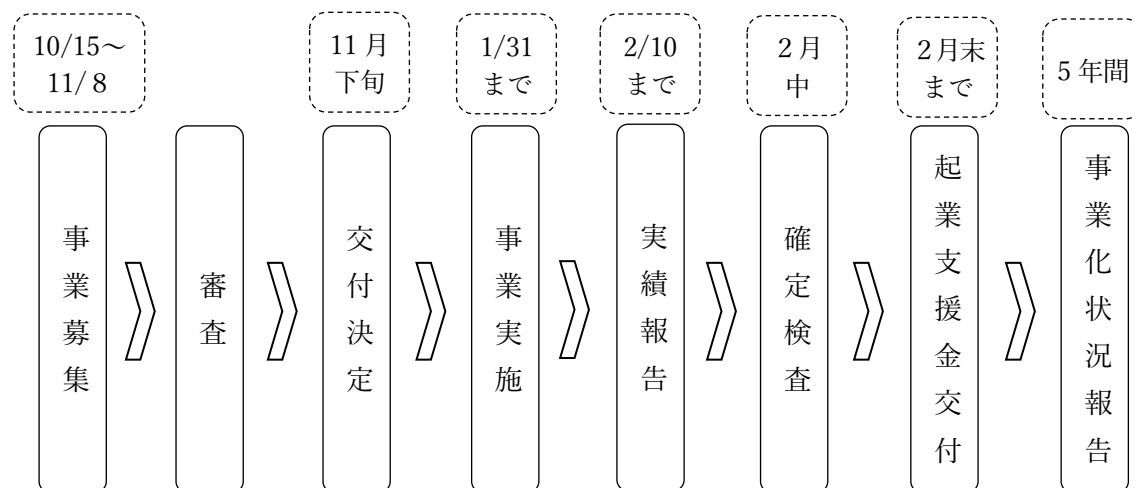
（２）補助率、補助限度額

補助率：１／２、補助限度額：２，０００千円

（３）補助対象経費

人件費、店舗・事務所等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

（４）事業スケジュール



3 補助対象者

起業支援金の補助対象となる者は、次の（１）から（６）に掲げる要件の全てを満たす者である。

- （１）起業支援金の公募開始日（令和元年１０月１５日）以降、補助事業期間完了日（令和２年１月３１日）までの期間に個人事業の開業の届出、又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（大企業及びみなし大企業は除く。）

※公募開始日より前に開業の届出を行っている個人事業主及び既に設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う個人として開業届を提出する、もしくは新たな法人等を設立する場合は対象となる。

- （２）佐賀県内に居住している者であること、又は補助事業期間完了日までに佐賀県内に居住することを予定している者であること。
- （３）個人事業の開業の届出、又は法人の登記を佐賀県内で行う者であること。
- （４）訴訟や法令遵守上の問題を抱える者でないこと。
- （５）申請者、又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と

の関係を有する者ではないこと。

- (6) その他、起業支援金を交付することについて、佐賀県知事が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

4 補助対象事業

起業支援金の補助対象となる事業は、次の(1)から(5)に掲げる要件の全てを満たす事業である。

- (1) 佐賀県において、地域の課題(※1)の解決を目的として新たに起業する社会的事業(※2)であること。

※1) 本県の地域の課題としている分野は、次に掲げるものである。

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、その他佐賀県における地域の課題と認められるもの

※2) 社会的事業とは、次の①～③の全てに該当する事業のこと。

- ① 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)
- ② 提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
- ③ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)

- (2) 佐賀県内で実施される事業であること。
- (3) 起業支援金の公募開始日以降、補助事業期間完了日までの期間に新たに起業する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上不適切である判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

※国、佐賀県等からの補助金等の対象事業は、起業支援金の対象としないので留意すること。

5 補助対象経費等

起業支援金の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって次表に掲げる経費のうち、次の(1)～(3)の全てに該当する経費である。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※ただし、人件費、店舗等賃借料、設備等賃借料については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払う補助事業期間分の費用は対象となる。

- (3) 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

〈表〉

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
人件費	人件費 ※ただし、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く	1 / 2	2, 0 0 0 千円
事業費	店舗等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他理事長が起業に必要な経費として認める経費		

※ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

6 応募手続

(1) 募集期間

令和元年 1 0 月 1 5 日（火）～ 1 1 月 8 日（金）当日必着

※受付時間：9:30～12:00、13:00～17:30（土・日・祝を除く）

(2) 提出先（問い合わせ先）

〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人 2-5-12 TOJIN 茶屋 1F

特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター内

「さがソーシャルビジネス起業支援金」事務局 あて

TEL：090-8399-0713

(3) 提出書類

ア 交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（別紙 1 - (1)）

ウ 反社会的勢力でないことの誓約書（別紙 1 - (2)）

エ 居住地に関する誓約書（別紙 1 - (3)）

オ 住民票（※）

カ 起業関係添付書類（該当するものすべてを添付）

（ア）すでに個人事業主として開業済みの方

→ 税務署に提出した開業届の写し

（イ）すでに法人設立済みの方

→ 当該法人の履歴事項全部証明書（※）

（ウ）起業支援金を申請する法人以外の法人の役員に就任している方

→ 当該法人の履歴事項全部証明書（※）

（※）申請日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの

(4) 提出方法

申請書類等は、事務局へ直接持参するか、又は郵送により提出すること。

※郵送する場合は、封筒表面に「さがソーシャルビジネス起業支援金」と朱書きするとともに、簡易書留や特定記録など配達されたことが確認できる方法により送付すること。

(5) 応募上の注意事項

提出された申請書類や添付書類等は一切返却しないこと。

申請に要する費用は応募者が負担すること。

※応募書類の記入漏れや添付書類の不備等により不採択となる場合があるが、募集期間経過後の書類の訂正・差し替え、追加提出等には一切応じられないので十分に注意すること。

7 審査方法

申請書類及び審査会でのプレゼンテーション等をもとに内容を審査し、その結果に基づき採択事業を決定する。

(1) 一次審査（書類審査）

事業計画書等の提出された書類をもとに審査する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者について、審査会での申請者本人によるプレゼンテーション（質疑応答を含む）審査を実施する。

日時：令和元年11月15日（金）10：00～18：00（※）

会場：佐賀市市民活動プラザ 4階会議室G

（佐賀県佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル）

※ プレゼンテーションは上記時間内の30分間。詳細は追って一次審査通過者に通知する。

(3) 留意事項

審査に当たっての主な着眼点については次のとおり。

ア 社会性（地域が抱える課題の解決に資すること）

イ 事業性（提供するサービスの対価として得られる収益によって、自律的な事業の継続が可能であること）

ウ 必要性（地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと）

エ 新規性・独自性

オ 継続性・成長性

カ 実現性・計画性

キ 経営者としての資質

※なお、本県での起業に当たり他都道府県からの移住を伴う者については、審査に当たって別途加点を行うものとする。

なお、審査結果に関する問い合わせには、一切応じられないこと。

8 採択結果

採択結果については、事務局から応募者全員に対して書面で通知する。

なお、採択された事業については、事業者、事業テーマ、事業計画の概要などを事務局や佐賀県のホームページにて公表する場合がある。

9 交付決定

採択決定後、事務局が事業や経費の内容を精査の上、起業支援金の交付額を正式に決定し、交付決定通知書により通知する。なお、内容の精査により交付決定額が交付申請額から減額される場合があるので留意すること。

また、交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、支払額を約束するものではないので留意すること。

10 実績報告・起業支援金の支払い

補助事業が完了した日から30日以内、又は補助事業期間完了日から10日後の令和2年2月10日（月）までに、実績報告書を提出すること。

事務局が提出された実績報告書に基づいて確定検査を行い、事業実施の状況や帳簿・支出の証拠書類等の確認を行った上で、起業支援金の額を確定する。

その後、事務局あて提出された請求書に基づき、起業支援金を2月末まで（予定）に交付する。（※精算払い）

11 交付決定後の注意事項

（1）補助事業の事業内容の変更等

交付決定後、事業計画を変更しようとする場合、もしくは事業を休止又は廃止しようとする場合には、事前に事務局の承認を受けなければならないこと。

また、補助対象経費の人件費・事業費の区分において、それぞれ20%を超える金額を変更しようとする場合には、事前に事務局の承認を受けなければならないこと。

（2）事業遂行状況の確認・報告

補助事業の実施期間中は事務局が事業の遂行状況を適宜確認するが、事務局から提出を求められた場合には、事業遂行状況報告書を提出しなければならないこと。

（3）事業化状況の報告

補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、毎年4月末日までに、補助事業に係る直近会計年度の事業化状況報告書を佐賀県へ提出しなければならないこと。

（4）現地調査・実地検査

補助事業の実施期間中並びに補助事業完了後5年間は、事務局又は佐賀県が必要であると判断した場合に現地調査に入ることがあるが、その際には事務所・店舗等関係箇所の立ち入りや帳簿・証拠書類等の確認・検査に協力しなければならないこと。

なお、補助事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあるが、この検査により補助金の返還命令等の指示が出された場合は、これに従わなければならないこと。

（5）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、保管しなければならないこと。

（6）取得財産の管理

補助事業により取得し又は効用が増加した財産については、善良なる管理者の注意を持って適切に管理を行うとともに、取得価額が1件当たり50万円以上（税抜）の取得財産については、補助事業終了後も一定期間においてその処分等について佐賀県の承認を受けなければならないこと。また、処分等に伴い収入があった場合には、その収入の全部又は一部の納付を求められることがあること。